

別記様式（第4条関係）

会 議 録

|           |  |
|-----------|--|
| 会 議 の 名 称 | 政策調整会議   |
| 開 催 日 時   | 平成31年1月7日（月）<br>午前9時07分から<br>午前10時25分まで  |
| 開 催 場 所   | 朝霞市役所 別館3階 市長公室  |
| 出 席 者     | <p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、河田議会事務局議会総務課長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）<br/>清水市民環境部次長兼産業振興課長、森田同課長補佐、奥田同課専門員兼産業労働係長、大貫同課同係主査</p> <p>（担当課2）<br/>宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、久保田同課主幹兼課長補佐、河本同課交通政策係長、榎本同課同係主査</p> <p>（事務局）<br/>太田市長公室次長兼政策企画課長、櫻井同課政策企画係長、江原同課同係主事</p> |
| 会 議 内 容   | <p>1 朝霞市産業振興条例（案）について</p> <p>2 朝霞市地域公共交通協議会条例（案）について</p>   |
| 会 議 資 料   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市産業振興条例（案）の概要</li> <li>・朝霞市産業振興条例（案）</li> <li>・県内市町村の中小企業振興基本条例等の制定状況</li> <li>・中小企業基本法（抜粋）</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会条例（案）</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会の設置について（案）</li> </ul>  |

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| 会 議 録 の<br>作 成 方 針      | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 |   |
|                         | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 |   |
|                         | ■要点記録   |   |
|                         | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）    |   |
|                         | 電磁的記録から文書に書き起こした<br>場合の当該電磁的記録の保存期間           | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
|                         | 会議録の確認方法<br>出席者の確認及び事務局の決裁                    |   |
| そ の 他 の<br>必 要 事 項      |   |   |
| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等） |   |   |

## 【議題】

### 1 朝霞市産業振興条例（案）について

## 【説明】

（担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長）

はじめに、本条例の制定理由について。本市の産業が長期的に縮小傾向にある中で、市民生活の向上と地域社会の発展には、産業の果たす役割が大変重要であることを市内外に発信し、地域ぐるみで産業振興を行うことへの市の姿勢を明らかにし、その機運醸成を図ることを目的としている。

条例としては、市民、事業者等に対し、権利の制限や義務を課すものではなく、産業振興に係る理念、基本的な方向性を示したもので、それぞれの役割を明らかにするとともに、産業振興基本計画の策定を市の条例上の義務としている。

なお、条例案については産業振興基本計画策定委員会において、審議いただいた。また、パブコメの状況について、市民からの意見はなかったが、庁内パブコメは、8人、40件の意見がでたので、意見を反映させたものを、今回提出した。

今後の予定としては、庁議で決定すれば、次回の市議会定例会に議案として提出する。

次に、条例の内容についてご説明する。

本条例では、前文を置いている。これにより、産業振興に対する市の認識、制定の趣旨等を明らかにするものである。

第1条は目的規定、第2条は定義規定である。

第3条は、産業振興は地域の各主体との協働等によらなければならない旨の基本理念を規定している。

第4条は、市の責務として、産業振興施策を効果的に実施しなければならないことを第1項から第4項まで4点規定している。なお、第4項については、個別、具体的な制度改正等を条例を通じて要求するものではなく、市の姿勢として「市内事業者に対する配慮」を意図しているものである。

第5条は、現在策定作業を行っている産業振興基本計画を市の条例上の策定義務として位置付けたものである。

第6条は、事業者の役割として、産業団体への加入促進等を規定している。

第7条では、事業者の「個」の力で解決できない課題等を組織力で対処する場として、また、それによって地域の活性化を図ってもらいたいという旨で、産業団体の役割を規定しているものである。

第8条については、産業振興を行う上で、市民は消費者等の立場としても、地域で大きな役割を担っていることから、本市の産業振興に協力してもらいたいという意図で、市民の協力を規定している。

なお、本条例の施行は、平成31年4月1日を予定している。

## 【意見等】

（小酒井都市建設部長）

県や他市の状況は。また、条例の策定にあたり参考にした自治体はあるのか。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

資料に県内市町村の制定状況があるが、産業振興条例には、大きく分けて2種類ある。1つは小規模企業に焦点を当てた条例を制定しているところが6団体。もうひとつは、商工業を含めた総合型と呼ばれる条例を制定しているところが13団体ある。朝霞市では2つ目の総合型となっているが、国で、小規模企業についての基本法が制定されたこともあり、小規模企業の振興についても焦点を当てた条例となっている。

条例策定に当たり、主に総合型の深谷市、富士見市のものを参考にし、それに小規模企業を定義した構成となっている。

(小酒井都市建設部長)

なぜ、このタイミングで制定することとなったのか。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

小規模企業振興基本法が平成26年に制定され、それを受けて、埼玉県でも小規模企業振興基本条例が平成29年12月に制定されこと。また、産業基本計画を策定しているが、条例の中で、産業振興基本計画の策定を義務付けていることから、条例の提案を行った。

(田中会計管理者)

条例制定後に、農業を振興していく具体的な施策を考えているか。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

産業振興基本計画の中で、農業についてのリーディングプロジェクトを設けているので、この中で具体的な施策を検討していきたい。

(神田市長公室長)

条例第2条第3項中のその他の団体とはどのような団体を意図しているのか。

(担当課 1 : 奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

例えば、商店街や商工会以外の任意団体などを意図している。

(神田市長公室長)

条例第4条第3項の市の責務を情報収集までに留めた理由は。

(担当課 1 : 清水市民環境部次長兼産業振興課長)

施策の連携も必要であるが、まずは、情報収集から始めていくと位置付けたものであるか、他市の事例を見て検討する。

(神田市長公室長)

第4条第4項中に、小規模企業者の受注機会の確保とあるが、市内外問わず、小規模企業者全般という考え方でよいか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

そのとおりである。

(神田市長公室長)

入札契約課との協議は済んでいるのか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

入札契約課への条文の意味の説明は済んでいて、この条文は、あくまでも、市の方向性を示す努力規定ということで理解を得た。ただ、庁内でのパブリックコメントで指摘があり、受注機会の増大という表現から受注機会の確保という表現に修正したという経緯がある。

(上野総務部長)

市内事業者への受注率について、入札以外の随意契約等をこの条例に従って、産業振興課が中心になり推進していくのか。

(神田市長公室長)

今後については、庁内の体制も含めて検討していく必要がある。

(内田福祉部長)

条例があつて、産業振興計画があるということでもいいのか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

そのとおりである。

(内田福祉部長)

条例と計画を同時に出すということについて、整合性は取れているのか。また、条例や計画を策定して、具体的に変わることはあるのか。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

条例を策定することにより、庁外はもちろんのこと、庁内に向けて示すことにより、機運醸成をしていきたいと考えている。また、計画を策定したことにより、計画に基づき、体系的に施策を実行していくことができると考えている。

(内田福祉部長)

第5条の計画策定を第4条の市の責務に含めなかったのはなぜか。また、問題はないか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

当初は、含めていたが、計画策定については、重要な位置付けとなっているため、分けている。また、表現についても、文書法規の担当課と調整済みである。

(内田福祉部長)

計画はいつ出すのか。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

年度末に出す。

(内田福祉部長)

条例の施行は4月1日となっているが。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

条例上も法令に従った計画という位置付けを明確にするため、第5条を設けている。

(上野総務部長)

条例に基づく計画となるのであれば、条例の施行日が前になるのでは。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

議決後、直ちに施行する方向で、再度、検討する。

(神田市長公室長)

商業振興ビジョンとの整合性は取れているのか。

(担当課1：奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

策定委員会の中でも検討したが、新しく農業も含めた産業全般の計画なので、TMOなどの中活法とは別の位置付けとして策定するという議論を経て現在のものとなっている。

(神田市長公室長)

前文の中で、本市は「彩夏祭」にから始まっているが、どのような意図があるのか。

(担当課1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

理念条例なので、朝霞らしさを表現したいという意図がある。当初は、基本理念に入っていたが、背景として前文の中に含めた。

(河田議会総務課長)

木村局長より、「彩夏祭」「むさしのフロントあさか」の順番で並んでいるが、キャッチフレーズの方を先にした方がよいのではないかと。

(担当課 1 : 奥田産業振興課専門員兼産業労働係長)

「彩夏祭」を先にもってきたのは、最初に、市民の皆様が街の中でいきいきと活動していることを表現するためである。

#### 【結果】

第 4 条第 3 項の表現及び、条例の施行日については、再度検討することとし、それ以外については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

### 2 朝霞市地域公共交通協議会条例（案）について

#### 【説明】

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

はじめに制定理由について説明する。

この条例は、「地域公共交通網形成計画」の作成その他市内循環バスの運行等、地域公共交通に関する施策について必要な協議を行うことを主な事務とする「朝霞市地域公共交通協議会」を附属機関として設置するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき本条例を制定するものである。

内容については、他の計画の策定委員会条例を参考に関東運輸局埼玉運輸支局及び県の交通政策課と調整しながら作成した。

条例案について。

(目的)としては、「朝霞市地域公共交通協議会」の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものである。

次に第 3 条の（所掌事務）として、

- 1 点目が計画に関する事
- 2 点目が地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の形態、運賃、料金等に関する事
- 3 点目が地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要な協議に関する事
- 4 点目を協議会が必要と認める事としている。

次に第 4 条の（組織）としましては、35 人以内の委員で構成することとしています。

内容といたしまして、

- 1 号委員は、建設常任委員会の委員
- 2 号委員は、市職員
- 3 号委員に、関係する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- 4 号委員に、関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者

5号委員に、関係行政機関の職員

6号委員に、市内の公共的団体の代表者又はその指名を受けた者

7号委員に、学識経験を有する者

8号委員に、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民としている。

なお、現在想定している委員については、次のパワーポイントの資料に記載している。

次に第8条（部会）として、所掌事務について専門的な調査、検討を行うために、必要に応じて部会を設置できることとした。

以上が「朝霞市地域公共交通協議会条例」の主な内容である。

#### 【意見等】

（木村上下水道部長）

地域公共交通とは市内循環バスのことを示しているのか。

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

市内循環バスだけではなく、民間の路線バスやタクシー事業者、鉄道事業者も含まれる。

（三田こども・健康部長）

委員の人数を35人以下とした根拠は。

（担当課2：榎本まちづくり推進課交通政策係主査）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく委員構成と道路運送法施行規則に基づく構成員を網羅した形で35人となっている。

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

公共的団体の中で、市内循環バスと路線バスを検討するには、細かい単位で自治会等の意見を聞きたいので、人数が多くなっている。

（上野総務部長）

平成31年度の当初予算で委員報酬はどのような形で計上しているのか。

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

24人で年間3回の開催で計上している。

（内田福祉部長）

条例を策定するに当たり、当面の予定は。

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

活性化再生法に基づき、協議会を設置することにより、市が中心となって公共交通ネットワークについて検討することができる。従って、直近では、10月に予定されている消



費増税に伴う運賃改定の可能性や、市内循環バスでは、公共交通空白地区への対応などの課題の整理と市民ニーズの把握に努めたいと考えている。

(内田福祉部長)

循環バスについての検討を行うだけであれば、今までのままでよいのでは。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

協議会を設置することにより、今までとは違い、鉄道事業者も加わることで、朝霞台駅のバリアフリー化についても検討できる。

(内田福祉部長)

最終的には、地域公共交通網形成計画も含め、交通弱者への交通の利便性の協議も行うことに向けての組織ということでしょうか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

今後、人口減少、少子高齢化などの課題も含め、約2年を目途に計画を策定していきたい。

(木村上下水道部長)

運賃改定は、協議会に諮らなくてはならないのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

運賃改定については、協議会で合意形成を諮ることができれば、手続きが簡素化できるので、市内循環バスについては、この協議会に諮る予定である。

(神田市長公室長)

民間の事業者における運賃改定について、市の協議会で協議することができるのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

可能ではある。また、活性化再生法に基づく、協議会については、そこで決まった事項について尊重する義務が発生する。

(二見学校教育部長)

近隣市について、それぞれ同様な協議会はあるのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

現在のところ、近隣市にはないが国と県から、都市計画上の立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の策定についての指示がでているところであり、今後、近隣市でも策定することとなると想定している。

(渡辺監査委員事務局長)

構成員に入っていない事業者が運賃を改正する場合に協議会に届出が必要か。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

市内で有償にて運送を行っている事業者は基本的に全て構成員となっている。

(担当課2：河本まちづくり推進課交通政策係長)

運賃については、最終的な決定権は運輸局にあるが、協議会で決定したことを運輸局に届出することで、運輸局での審議期間を短縮することができる。

(田中会計管理者)

運転代行業者は乗り合いではないので、含まれないということでよいか。

(担当課2：久保田まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

運転代行業者は緑ナンバーの営業ではないので、含まれない。

(神田市長公室長)

福祉タクシー等の取扱いはどのようになるのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

旅客輸送に含まれるので、有償の場合であれば、協議することは可能である。

(三田こども・健康部長)

福祉有償運送を行っている協議体が入間にあるが、委員に入っているのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

原案では入っていない。他市等の状況を確認し、必要があれば対応する。

(内田福祉部長)

運賃の改定について、市内循環バス以外においても、協議することを想定しているのか。

(担当課2：久保田まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

路線バスの運賃改定というよりも、この協議会は、地域公共交通という全体の最適な枠組みを考えていくものであり、公共交通空白地区なども含めて、地域で協議して検討することが国の示した考え方である。

(三田こども・健康部長)

値上げを検討している事業者から協議会の開催を迫られることは想定しているのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

そういったことも発生しうると想定している。

(内田福祉部長)

そもそも、この協議会を立ち上げなければならないのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

現在、朝霞台駅のバリアフリー化も課題となっており、地域の協議会での合意形成を前提とした国庫補助のスキームがあることから、その点でも、この協議会の活用意義は大きいと考えている。

(内田福祉部長)

計画を策定する際の、庁内の体制は検討しているのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

専門部会を立ち上げる予定で、専門的なことについては部会の中で検討していきたい。

(神田市長公室長)

一般旅客自動車運送事業者とは、乗り合いと乗用の両方が含まれるのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

含まれている。

(神田市長公室長)

会長、副会長は委員の互選とするとあるが、学識経験者を置くなどの検討は行なったのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

本市の附属機関の条例や、県内の関係条例を参考にして、互選とすることとした。

(重岡危機管理監)

委員 35 名の内訳は決まっているのか。

(担当課 2 : 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

1号委員が2名、2号委員が3名、3号委員が8名、4号委員が3名、5号委員が5名、6号委員が9名、7号委員が1名、8号委員が4名で想定している。

**【結果】**

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

**【閉会】**